

通貨オプション取引説明書

(店頭金融デリバティブ取引)

日興コーディアル証券株式会社

金融先物取引業者登録番号 関東財務局長（金先）第73号

社団法人金融先物取引業協会員

日興コーディアル証券がご提供する通貨オプション取引（以下、「本取引」といいます。）は、金融先物取引法における店頭金融先物取引です。本説明書は、金融先物取引法の規定に基づいてご契約の事前に交付する取引説明書です。ご契約に際しましては、本説明書を十分にお読みいただき、内容を良くご理解いただきますようお願い致します。

本取引は、為替や金利などの相場変動の影響を受けるため、お客様に損失が生じる恐れがあります。また、本取引を行うにあたりましては、必要に応じて担保を差し入れていただきます。担保の金額は、お取引内容に応じて算出されるため一律ではありませんが、お取引金額は担保の金額よりも大きくなります。このため、損失額が差し入れていただく担保の金額を上回る可能性もあります。

本取引は、お客様と弊社の相対取引契約です。弊社は、お客様とのご契約によって生じる市場リスクや、その他の業務上で生じる市場リスクを総合的に管理しています。それらのリスクを減殺するために、インターバンク（銀行間）市場で取引を行います。弊社やインターバンク市場の取引先金融機関の信用状況によっては、結果としてお客様が損失を被る危険があります。

金融先物取引法ではお客様から預託された財産と弊社の固有財産を区分して管理することを規定しています。弊社では、①お客様からお預りする保証金については、信託業務を営む金融機関への金銭信託又は指定金融機関への預金により、当社の固有財産と区分して管理いたします。②お客様のご指定により保証金に充てるお客様の有価証券等については、当社の固有財産である有価証券等と区分して管理するか、または、別途信託保証金等を積むことにより保全措置を講じます。

※本取引は取引所取引以外の取引のため、委託証拠金はございません。

外国為替取引

2つの異なる通貨を合意した為替レートと数量等で交換する取引

先物外国為替取引

2つの異なる通貨を、あらかじめ合意した将来の日に、あらかじめ合意した為替レートと数量等で交換する取引

通貨オプション取引

2つの異なる通貨を、あらかじめ合意した将来の日（まで）に、あらかじめ合意した為替レートと数量等で交換する権利を売買する取引

■外国為替取引

□外国為替取引

外国為替取引は、2つの異なる通貨を交換する取引です。その交換比率が為替レートです。

□外国為替市場

変動相場制を採用している通貨においては、外国為替相場は基本的に市場の需給関係によって決定されます。需給関係は政治、経済、国際情勢、天候、災害など様々な要因に影響され、相場は絶え間なく変動します。外国為替取引は当事者間で直接行なう相対取引が基本で、株式市場のような取引所はありません。外国為替市場はこれら相対取引の集合により形成されています。電話や専用端末などを使用した取引を中心に、最近ではインターネットを経由した取引も増加しています。外国為替取引は通貨そのものの取引ですから、市場は世界全域に及び参加者は多岐に亘ります。その根幹をなすのが銀行間市場（インターバンク市場）です。

□直物外国為替取引／先物外国為替取引

外国為替取引は、約定日と受渡日の関係によって直物取引と先物取引に分けられます。直物取引は約定後直ちに受渡をする取引をいいます。約定日当日に受渡をする取引をさすこともあれば、広義には下記のスポット取引まで含めることもあります。先物取引は約定日以降の一定時期に約定時に定めた為替レートで行う外国為替取引です。

□スポット取引、スポットレート

スポット取引も受渡日を基準に区別された外国為替取引です。スポット取引の受渡日は原則的に約定日の2営業日後ですが、2通貨の組合せとその主要取引市場の休場日などから市場慣行によって決定されます。スポット取引における為替レートがスポットレートで、銀行間市場の基準となるレートです。スポットレートは経済、政治、国際情勢など様々な要

因に影響を受けながら、市場の需給関係によって決定されます。テレビや新聞など各種メディアで報じられる外国為替相場はスポットレートのことです。

□直物レート／先物レート

直物取引の為替レートを直物レート、先物取引の為替レートを先物レートといいます。直物レートや先物レートは、スポットレートを基準に受渡日までの期間と2通貨の金利によって決定されます。スポットレートとの差を直先スプレッド（直先スワップ）といいます。通貨によって金利水準が異なる場合、受渡日によって売り手、買い手に金利面での不公平が生じないように調整するのが直先スプレッド（直先スワップ）です。

■通貨オプション取引

□通貨オプション取引

通貨オプション取引とは、外国為替取引や先物外国為替取引をあらかじめ合意した為替レートと数量等の条件で行うことができる権利を売買する取引です。通常は当該権利をオプションといい、オプションの買い手は権利行使期日（まで）に権利を行使することが出来ますが、その対価として、オプション料（プレミアム）と呼ばれる対価を、オプションの売り手に支払います。

□権利行使／権利放棄

通貨オプション取引におけるあらかじめ合意した為替レートのことを、権利行使価格といい、オプションの買い手は、権利行使価格と権利を行使する時点の為替レートの水準により、権利を行使するか否かを決定します。オプションの売り手は、買い手が権利を行使した場合、当初の合意どおりの外国為替取引または先物外国為替取引に応じる義務があります。オプションの買い手は、権利行使をすると不利になる場合は、権利を放棄することができますが、オプションの売り手には選択権はありません。

□ヨーロピアン／アメリカン

オプションの買い手が権利行使できる期間を基準にしたオプションの分類です。権利行使期日のみに限定されるタイプがヨーロピアン、約定時から権利行使期日までの東京営業日にいつでも可能なタイプがアメリカンです。

□コール通貨／プット通貨

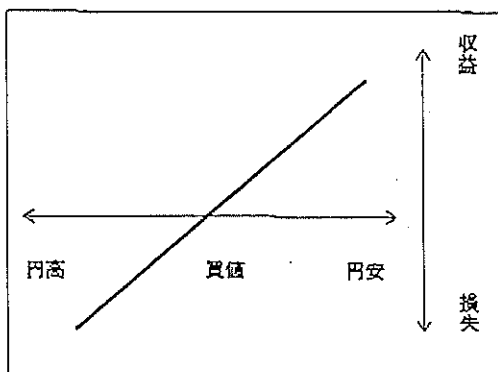
外国為替取引は2つの異なる通貨の交換です。ある通貨を買うということは、一方でその交換相手となる通貨を売ることの意味します。通貨オプションにおいては、オプションの買い手が権利行使した際に買う通貨をコール通貨、売る通貨をプット通貨といいます。

□コール・オプション／プット・オプション

買う権利がコール・オプション、売る権利がプット・オプションです。例えば米ドル対円の取引で、米ドルがコール通貨、円がプット通貨であれば、取引通貨である米ドルを基準に考えればコール・オプションであり、相手通貨である円を基準に考えればプット・オプションでもあります。通貨オプション取引では、通常は相手通貨ではなく取引通貨を基準にしてコールかプットかを呼称します。この例では米ドル・コールと呼ぶのが一般的です。

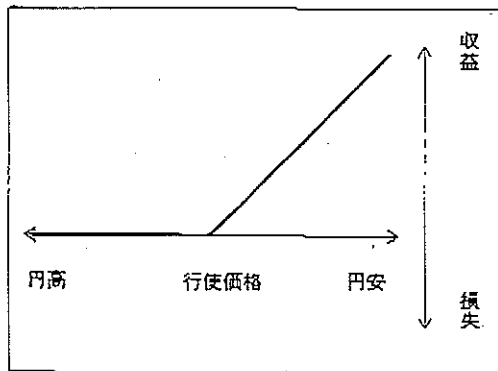
□オプションの満期時の損益グラフ

外貨を買う場合とコール・オプションを買う場合について比較してみます。



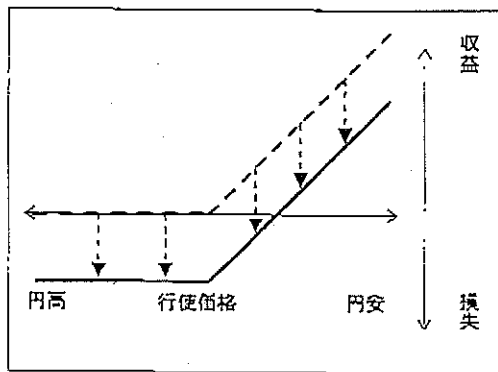
○外貨の買い

買値から円安が進行すれば為替差益が発生し、円高が進行すれば為替差損が発生します。



○コール・オプション

買い手にとって権利行使したほうが有利な場合、すなわち行使価格を上回った場合のみ外貨を買えばよく、行使価格を下回った場合は権利行使をする必要がありません。為替差益を得られる可能性があります、為替差損は発生しません。

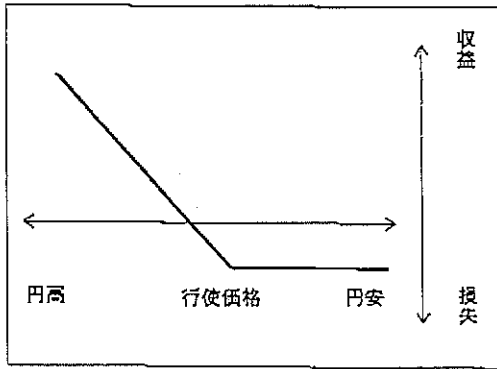


○コール・オプションの買い

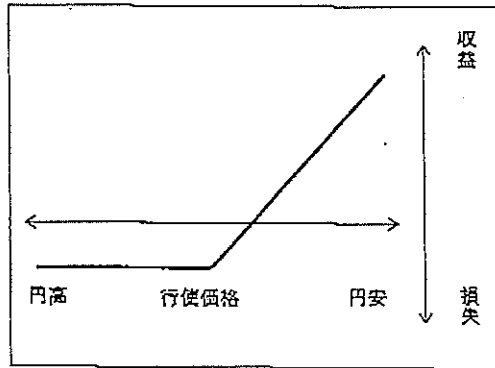
コール・オプションを買うにはプレミアムを支払わなければなりませんので、コール買いの損益はプレミアム分だけ下方に移動します。

プット・オプション、コール・オプションそれぞれの買いと売りの満期時の損益グラフは、それぞれ以下のとおりです。

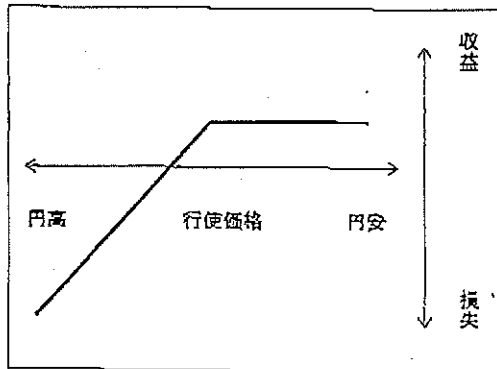
○プットの買い



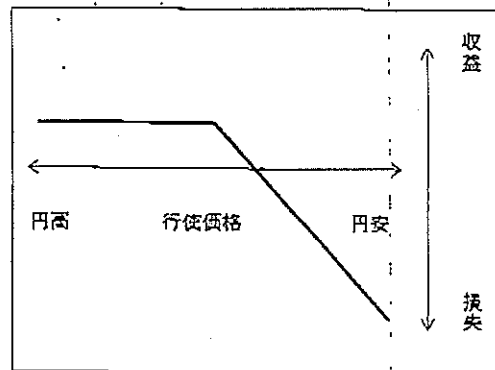
○コールの買い



○プットの売り



○コールの売り



□通貨オプションの価格決定要因

通貨オプションの理論価格は、権利を手にすることによって得られる収益の期待値のようなものであり、以下の要因によって決定されます。実際にお客様へご提示する価格は、理論価格に手数料相当額を加減した価格となります。

- ① スポットレート
- ② 行使価格
- ③ コール通貨の金利
- ④ プット通貨の金利
- ⑤ 権利行使期日
- ⑥ ボラティリティ

ボラティリティとはその通貨の価格変動性を表す数値です。相場が乱高下するなど変動性が高いときにボラティリティは上昇し、もみ合いが続いているときにボラティリティは低下します。

これらのオプション価格決定要因とコール価格、プット価格の関係は以下のとおりです。

		コール価格	プット価格
①スポットレート	高い	高い	低い
	低い	低い	高い
②行使価格	高い	低い	高い
	低い	高い	低い
③コール通貨金利	高い	低い	高い
	低い	高い	低い
④プット通貨金利	高い	高い	低い
	低い	低い	高い
⑤行使期日までの期間	長い	高い	高い
	短い	低い	低い
⑥ボラティリティ	高い	高い	高い
	低い	低い	低い

オプション価格算出要因である①スポットレートには売値／買値があり、③④金利には調達金利／運用金利があり、⑥ボラティリティにはビッド／オファーがあるため、これらによって算出されるオプション価格についても、売値と買値は異なります。

□価格変動

前記の価格決定要因のうち、スポットレート、金利、ボラティリティは市況により変化します。また、権利行使期日は取引時に定められますが、時間の経過にともない期日までの期間は短くなっていきます。このため取引が成立した後は、市況変化や時間経過によってオプションの価格は変動していくことになります。価格決定要因の変化とコール、プットの価格変動の関係は以下のとおりです。

		コール価格	プット価格
①スポットレート	上昇	上昇	下落
	下落	下落	上昇
③コール通貨金利	上昇	下落	上昇
	下落	上昇	下落
④プット通貨金利	上昇	上昇	下落
	下落	下落	上昇
⑤時間経過	残存期間縮小	下落	下落
⑥ボラティリティ	上昇	上昇	上昇
	下落	下落	下落

□本来価値と時間価値

オプションの価格には本来価値と時間価値の 2 つの要素があります。本来価値とは、実勢相場で外国為替取引をするよりも権利行使をした方が有利である状態のとき、その有利な部分（行使価格と実勢相場の差）をいいます。時間価値とは、オプション価格から本来価値を除いた部分をいいます。先にあげた価格決定要因が本来価値、時間価値のいずれに影響を与えるかは以下のとおりです。

- ・ 本来価値の決定要因 ①スポットレート、②行使価格
- ・ 時間価値の決定要因 ③コール通貨金利、④プット通貨金利、⑤権利行使期日
⑥ボラティリティ

□インザマネー (ITM)、アットザマネー (ATM)、アウトオブザマネー (OTM)

行使価格と実勢為替相場の関係を示します。実勢相場で外国為替取引をするよりも権利行使をした方が有利である状態がインザマネー、不利な状態がアウトオブザマネー、中立な状態がアットザマネーです。インザマネーのオプションは本来価値と時間価値の両方を持ちますが、アウトオブザマネーとアットザマネーのオプションには本来価値はなく、時間価値だけであるということが出来ます。

□満期時の損益

取引が成立してから権利行使期日にいたるまでの間、前記の要因によりオプション価格は変動し、評価損益が発生することになりますが、権利行使期日時点（満期時）における損益はスポットレートにのみ影響されます。これは満期時には時間価値が無くなり、本来価値だけになるためです。時間価値にのみ影響を与える金利、ボラティリティの変動は満期時損益には無関係です。

□オプションの買い手/売り手

オプションの買い手はプレミアムを支払い、行使価格で為替取引をする権利を得ます。権利を行使するか否かは基本的に買い手の自由であり、実勢相場で為替取引をするよりも権利行使したほうが有利な場合にのみ行使をします。行使をすると不利な場合は権利を放棄すればよいため、買い手が被る可能性がある損失は支払プレミアムに限定されます。一方、オプションの売り手は逆の立場であり、権利を売却する見返りにプレミアムを受取ります。買い手の意思による権利行使に応じる義務があり、大幅なインザマネーとなった場合は、売り手の損失は拡大することになります。

□複合オプション

オプションの利用方法はコールやプットを単独で取引するに留まりません。複数のオプションを組み合わせることにより、様々な損益を持つ取引が可能となります。複数のオプションを組み合わせても、単体のオプションが互いに影響を及ぼし合い、変質するわけではありません。複合オプションがどのような単体オプションから構成されているかを整理し、複合オプション全体のリスク・リターンを正しく理解することが重要となります。

□ノックアウト・オプション、ノックイン・オプション

実勢為替相場が予め定められたノックアウト価格に到達するとオプションが消滅する、という条件が付加されたオプションをノックアウト・オプションといいます。また、実勢為替相場が予め定められたノックイン価格に到達して初めてオプションの効力が発生する、という条件が付加されているオプションをノックイン・オプションといいます。ノックアウトやノックインを判定する期間は、約定時から権利行使期日にいたるまでの全期間とする場合もあれば、一部の期間に限定されている場合もあります。

■ご契約に際して

ご注文に際しては、以下の項目などについてご同意いただきます。

- ①取引通貨/相手通貨
- ②取引種類 (アメリカン/ヨーロピアン)
- ③プット/コール
- ④金額
- ⑤行使価格
- ⑥権利行使期日
- ⑦権利行使受渡日
- ⑧その他条件 (例: ノックアウト条件の有無、ノックアウト価格など)
- ⑨オプション料 (オプションプレミアム)

通貨オプションの価格は前述のとおり、様々な要因によって決定されます。そのため、原則的に指値注文はできません。

■決済方法

通貨オプションを取引するとプレミアム料の受払いが発生します。プレミアム料は、お客様が弊社に開設するお取引口座の円貨および外貨預り金への入出金により決済されます。外貨の受渡は、お客様が金融機関に開設する外貨預金口座との間で送受金により行います。外貨については、現金、手形、小切手などはお取扱しておりません。

■お取引に付随するリスク

通貨オプション取引には以下のリスクがあります。

□市場リスク

通貨オプションを取引すると満期時の実勢為替相場の水準により損益が発生します。また、オプション価格は為替・金融市場の変化によって変動するため、約定後、権利行使期日にいたる過程でも評価損益が発生します。先物外国為替取引についても、受渡日の実勢為替相場によって損益が発生する他、期中においても為替・金利の変動によって評価損益が発生します。このような市場変化による損益変動のリスクが市場リスクです。

□信用リスク

先物外国為替取引・通貨オプション取引は、お客様と弊社との相対のお取引です。お取引により両者に権利や義務が発生しますが、相手方が経営破綻した際などに、権利や義務が正しく履行されるかどうかのリスクがあります。先物外国為替取引と通貨オプション取引は、弊社が加盟する投資家保護基金の保護対象にはなっておりません。一方、差し入れていただく担保については証券取引法に基づく分別保管、または、別途信託保証金を積むことにより保全されています。

□流動性リスク

外国為替市場や通貨オプション市場は、全世界の主要市場で広範な参加者の間で取引が行われており、金融市場全般のなかでも規模は大きい市場です。一般に流動性は高いといえますが、市場環境や通貨当局の規制などから、流動性が低下する可能性があります。

■担保（保証金および代用有価証券）

通貨オプション取引をお取引いただくに際しましては、必要に応じて担保を差し入れていただきます。お取引金額、契約期間、行使価格等の条件を元に将来の価格変動を想定し、当社により担保の金額は決定されます。お取引後の市況変動や時間経過によって、通貨オ

オプションの評価損益、差入担保の時価は変動いたします。それによって担保として必要な金額も変化します。追加で担保を差し入れていただく必要がでてくることもあれば、担保を一部お返しできることもございます。担保差入は債券や株式などの有価証券での代用が可能ですが、担保適格な銘柄や現金換算の率および、預託、返還の方法などにつきましては、証券取引所受託契約準則第40条に準じて当社が個別に判断いたしますので、営業担当者にお問合せください。

■会計処理

先物外国為替取引や通貨オプション取引は、為替リスク管理や資金運用手段として様々に利用され、取引は拡大しています。それにともない、金融商品会計基準や外貨建て取引会計基準その他関連する会計・税務の諸規定が整備されています。先物外国為替取引、通貨オプション取引は、原則的に時価会計を求められています。決算期末の時価評価などが必要な場合はお申し付けください。お客様が保有する債権・債務や予定取引に対する為替ヘッジとして利用される際は、ヘッジ会計を適用することの適否について慎重な判断が必要です。会計・税務・法務等の諸問題については、会計士・税理士・弁護士等の専門家に予め相談いただきますよう宜しくお願いいたします。

■金融先物取引の受託等に関する禁止行為

金融先物取引業者は、金融先物取引法により、店頭金融先物取引の受託等（一般顧客を相手方として店頭金融先物取引を行い、又は一般顧客のために店頭金融先物取引の媒介、取次ぎもしくは代理を行う行為をいいます。以下同じ。）に関して、次のような行為を禁止されていますので、ご注意ください。

- 顧客に対し、利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供して受託契約等（店頭金融先物取引の受託等を内容とする契約をいいます。以下同じ。）の締結を勧誘すること。
- 顧客に対し、損失の全部もしくは一部を負担することを約し、又は利益を保証して、受託契約等の締結を勧誘すること。
- 店頭金融先物取引について生じた顧客の損失の全部もしくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため当該顧客に財産上の利益を提供する旨を当該顧客に対し申し込み、又は約束すること。
- 店頭金融先物取引について生じた顧客の損失の全部もしくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため当該顧客に対し財産上の利益を提供すること。

- 取引の件数又は数量、対価の額又は約定数値その他の事項について、顧客の同意を得ないで定めることができることを内容とする受託契約等を締結すること。(金融先物取引法施行規則で定める一定の行為については、禁止行為から除外されます。)
- 受託契約等の締結の勧誘の要請をしていない一般顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、受託契約等の締結を勧誘すること。(継続的取引関係にある顧客に対する勧誘及び外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されます。)
- 受託契約等の締結の勧誘を受けた顧客が当該受託契約等を締結しない旨の意思(当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。)を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続すること。
- 受託契約等を締結しないで、店頭金融先物取引の受託等をし、顧客を威迫することによりその追認を求めること。
- 受託契約等に基づく店頭金融先物取引の受託等をする事その他の当該受託契約等に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。
- 受託契約等に基づく委託者の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は委託証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得すること。
- 店頭金融先物取引の受託等の動向その他業務上知り得た特別の情報に基づいて自己又は委託者等以外の第三者の利益を図る目的をもって、店頭金融先物取引の受託等をする事。
- その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業員の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置を怠ること。
- その取り扱う個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報(その業務上知り得た公表されていない情報をいいます。)を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を怠ること。
- 店頭金融先物取引の受託等(証拠金その他の保証金を預託する店頭金融先物取引に係るものに限ります。)につき、顧客に対し、当該顧客が行う通貨等、金融指標又は店頭金融オプションの売付け又は買付けその他これに準ずる取引と対当する取引(これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。)の勧誘その他これに類似する行為をすること。

- 受託契約等の締結を勧誘する目的があることを一般顧客にあらかじめ明示しないで当該一般顧客を集めて受託契約等の締結を勧誘すること。

■お取引に際してのご契約等について

お取引に際しては、必要に応じて次の書類（名称は変更されることがあります）を交付・ご提出等が必要となります。また、必要に応じて下記以外の書類の交付・ご提出等が必要となることがあります。

□取引開始時

『店頭金融デリバティブ取引に関する基本契約書』	契約締結
『通貨オプション取引に関する定義集』	交付
『通貨オプション取引に係るリスク確認書兼関連書類受領書』	ご提出
『印鑑証明書』	ご提出
『使用印鑑届』	ご提出（必要時）
『担保契約書』	契約締結

□個別取引時

『個別取引契約書』	契約締結
『担保差入証』『担保差換証』『担保返戻依頼書』	必要時に随時ご提出
『担保解除通知書』	担保解除時に交付

以上

※ 本説明書に関するお問合せは各支店の営業担当者へお願い致します。

東京都千代田区丸の内3丁目3番1号

日興コーディアル証券株式会社

金融先物取引業者登録番号 関東財務局長（金先）第73号

社団法人金融先物取引業協会員